



鳥取県公報

平成16年 9月21日(火)
号外第131号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(16)(任用課)..... 1

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9月21日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第16号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(条件付採用期間の延長)</p> <p>第13条 職員で次の各号のいずれかに該当する者にあつては、それぞれに定める間条件付採用期間を延長するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号のほか、条件付採用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない者にあつては、その日数が90日に達するまでの間</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためにはその者の能力の実証が不十分と認めるときは、人事委員会の承認を得て、その者に係る条件付採用期間を延長することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定による延長は、条件付採用期間の開始</u></p>	<p>(条件付採用の期間の延長)</p> <p>第13条 職員で次の各号の一に該当する者にあつては、それぞれに定める間条件付採用の期間を延長するものとする。<u>但し、条件付採用の期間は1年をこえることはできない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号のほか、条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない者にあつては、その日数が90日に達するまでの間</p>

後1年を超えることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。